

払いきれない社会保険料 Q&A解説

Q1 社会保険って何？

A 社会保証の一つで公的な保険制度

健康保険、厚生年金、介護保険の総称（狭義）で、社会保険への加入が義務付けられているのは常時従業員が働いている法人事業所または常時5人以上の従業員が働いている商店・事務所などの個人事業所です（加入義務のない業種もあり）。

毎月の社会保険料は従業員の給料（4月から6月の平均）によって厚生年金保険料は31段階（等級）、協会けんぽは50段階（同）に分かれ、事業主と従業員が折半し、事業所がまとめて年金事務所に納付します。

Q2 社会保険料が納められなくなった

A メリットの大きい納税緩和制度の活用を

売り上げ減少などで社会保険料が納められなくなったとき、国税徴収法に基づいて「納付の猶予」や「換価の猶予」など納税緩和制度を活用することができます（表1）。納付の猶予が認められると延滞金が9・0%から1・7%に引き下がり、安心して分納することができます。猶予期間1年です（最長2年）。また、すでに差し押さえを受けている財産の換価（売却）が猶予される場合もあります。

「換価の猶予」は保険料の滞納がなく納付期限から6カ月以内であれば申請することができます（申請型「換価の猶予」）。納期限から6カ月以上の滞納がある場合は、民商の仲間と一緒に年金事務所の所長による職権型「換価の猶予」を認めるように交渉しましょう。

表1 納税緩和制度の内容、要件、申請の効果

猶予の区分	猶予申請書	猶予が申請できる要件	申請の効果
換価の猶予 (徴151または151の2)	換価の猶予申請書 (申請型)	納税の誠意が認められ、一時に納付することにより事業の継続、生活の維持を困難にするおそれ(納期限から6カ月以内の申請)	1.7%の延滞税が免除 か、年利9%の 差し押さえが解除 できる場合もある
	分割納付計画書 (職権型) ※猶予申請書ではないが実務上申請書に代わるものとして提出	納税の誠意が認められ、直ちに換価することにより事業の継続、生活の維持を困難にするおそれ、または猶予することが徴収上有利の場合のいずれかに該当	
納税の猶予 (通46②または46③)	納税の猶予申請書	①災害・盗難・病気・貸し倒れなど、②1年以上課税の遅延が生じた場合など	

通=国税通則法 徴=国税徴収法

Q3 どうして保険料がこんなに高いの？

A 小規模事業者ほど負担が重い仕組みに

社会保険料には上限があり、厚生年金保険料は1カ月の給料が63万5000円以上、協会けんぽは、135万5000円以上になると保険料は上がらず、月収140万円と3000万円の人の社会保険料は同額に。収入が低いほど負担率が高く、小規模事業者にとっても重い負担になっています。

国会では小規模企業振興基本法（小規模基本法）制定時、小規模企業の社会保険料負担軽減策の実現を図ることが付帯決議に明記されました（2014年6月）。

全国商工団体連合会（全商連）は付帯決議に基づいた社会保険料負担軽減策に効果的な支援策として、社会保険料の引き下げ、減免制度の確立などを国に要請しています。